# 芦屋シーサイドテニスインドアテニススクール規約

この規約(以下「本規約」といいます)は、生活協同組合コープこうべ(以下「コープこうべ」という。)が、芦屋シーサイドテニスにおいて、コープこうべの組合員を対象とする会員制のテニススクールを運営するにあたり、円滑なサービスを提供を行うために必要な事項を定めるものです。

本規約に定めのない事項は、ご利用案内等に記載したルールによります。

# I.総則

# 第1条(名称·目的)

コープこうべが芦屋シーサイドテニスにおいて運営する会員制テニススクールは、「コープこうべ芦屋シーサイドテニスインドアテニススクール」(以下「当スクール」という。)と称し、会員が当スクールの施設を利用して、心身の健康維持・増進および会員相互の親睦をすすめるとともに、スポーツ振興を図ることを目的として運営します。

# 第2条(運営管理)

当スクールは、コープこうべが所有する芦屋シーサイドテニス内の施設において、コープこうべが株式会社ダンロップテニススクールに、会員への指導、運営管理を委託して実施します。

# 第3条(サービス)

当スクールは、レッスン8回を1期として、クラス、レベルに応じたテニス指導のサービスを提供します(以下、テニス指導サービスの単位を「レッスン」と言うことがあります。)。

- 2 クラス、レベルごとのレッスンスケジュールは、別途案内します。
- 3 組合員は、第6条に定める入会手続きにより当スクールの会員となることで、1項に定める1期単位でのテニス指導を受講することができます。
- 4 クラス、レベルごとの定員、利用条件等については別途定めます。また、当スクールは、 クラス、レベルを新設、変更または廃止することがあります。

### Ⅱ. 会員

## 第4条(会員制度)

当スクールは、会員制とします。

- 2 会員とは、本規約に同意の上、第6条に定める所定の入会手続を行い、これをコープこ うべが承認した組合員または同居の家族をいいます。
- 3 当スクールの会員資格は、第14条に定める退会手続きを経て退会とならない限り、次期について自動更新され、以後も同様です。

# 第5条(入会資格)

当スクールの入会資格は、次のとおりとします。

- (1) コープこうべの組合員または同居の家族であること。
- (2)本規約、および利用案内等に記載された当スクールの定めるルールを遵守することに同意していること。
- (3)過去に当スクール、または他社の運営するスポーツクラブ等から除名もしくは会員資格の停止、またはそれに類する処分を受けたことがないこと。
- (4)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと。
- (5)刺青・タトゥーをしていないこと。
- (6)妊娠中でないこと。
- (7)外国籍の方については、外国人登録証明書を有していること。
- (8) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと。
- (9) 医師から運動または入浴を禁じられていないこと。一時的な筋肉のケイレンや意識の 喪失などの症状を招く疾病を有していないこと。
- (10) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当スクールが好ましくないと 判断する事項がないこと。

# 第6条(入会手続き)

第5条に定める入会資格を満たし、当スクールに入会を希望する方は、本規約に同意の 上、当スクール所定の入会手続きをしていただきます。

- 2 入会時には、第9条に定める受講料等の振替に利用する金融機関の口座の登録が必要です。
- 3 受講者が未成年者の場合は、親権者の同意を得ることとし、親権者は本規約および当スクールの諸規則に定める会員としての義務を、受講者に遵守させる責任を負うものとします。
- 4 前三項にかかわらず、入会を希望するクラス、レベルが定員に達している場合、または 入会希望者がコープこうべの他事業のご利用を含め、過去に商品・サービスの利用代金等 の支払い延滞や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、円滑なサービス提供に支障 があると考えられる場合には、入会をお断りすることがあります。

### 第7条(会員証)

当スクールは、会員に対して会員証を発行します。なお、会員証は、会員に貸与するものですから、大切に取り扱ってください。

- 2 会員は、当スクールの施設を利用するときは、常に会員証を携帯し、入退館時に提示するものとします。
- 3 会員は、会員資格を喪失したときは、会員証を速やかに返還するものとします。

4 会員は、会員証を紛失・汚損したときは、速やかに再発行の手続きをとるものとします。 この場合、再発行料を別途いただきます。

# 第8条(入会金)

会員は、入会時に別途定める入会金を当スクールが指定する方法により支払うものとします。

2 既納の入会金は、いかなる理由があっても返還しません。

# 第9条(受講料)

会員は、クラスごとに別途定める1期分の受講料について、偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)の5日(5日が金融機関休業日の場合、翌営業日)に、会員が登録した金融機関の口座からの振替により、支払うものとします。ただし、入会後初回の支払いは、入会時に当スクールの指定する方法で支払うものとします。また金融機関口座振替の登録手続きが完了するまでの期間は、当スクールの指定する方法で支払うものとします。

- 2 残高不足等により、前項の口座振替ができなかった場合は、当スクールの指定する時期 までに、当スクールの指定する方法で支払うものとします。この期日までに支払いがない 場合、受講をお断りすることがあります。
- 3 既納の受講料は、レッスン欠席の有無にかかわらず、返還しません。但し、以下に該当 する場合はこの限りではありません。
- (1) 新たに受講を開始する場合において、初回レッスン目の前日までに会員から入会取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第14条4項に定める場合。
- 4 当スクールは、受講料を変更することがあります。この場合、3カ月前までに会員に告知します(消費税率変更に伴う金額変更は除く)。
- 5 前項の告知は、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等、 当スクール所定の方法により行うものとします。

#### 第10条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、当スクールの会員資格を譲渡・貸与することはできません。

### 第11条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を喪失するものとします。

- (1) コープこうべ組合員の資格を喪失したとき
- (2) 自己の都合により退会を申し出たとき。
- (3)除名されたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5)第27条による施設の閉鎖の場合。

# 第12条(会員の除名)

会員が次の各号の一つに該当した場合、当スクールは、その会員を除名することができます。

- (1)本規約のほか、ご利用案内等の記載事項、あるいは館内諸規則に違反した場合。
- (2) 当スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当スクール会員としてふさわしく ない行為をした場合。
- (3) 受講料等の支払いを怠った場合。
- (4) 第20条第1項第1号から第10号までに該当する行為を繰り返した場合。
- (5) 第5条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って当スクールの会員資格を取得した場合。
- (6)前各号のほか、当スクールの会員としてふさわしくないと当スクールが認めた場合。

# 第13条(変更事項の届出)

会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更があったときには、当スクールに速やかに届け出るものとします。

## 第 14 条 (休会·退会)

当スクールの利用は、1期を単位としているため、期の途中での休会・退会はできません。

- 2 会員は、次期からの休会・退会を希望するときには、奇数月(1月・3月・5月・7月・ 9月・11月)の15日までに所定の退会手続きをとるものとします。
- 3 前項に定める締切日までに休会・退会手続きを行わない場合には、次期についても継続 して受講されるものとみなし、次期の受講料を申し受けます。
- 4 前三項にかかわらず、レッスン中の負傷、または妊娠の場合に限り、期の途中での休会・ 退会を認め、未受講の回数分の受講料を返金します。
- 5 休会期間は、1年間を限度とし、その経過後は退会となります。

### 第 15 条 (クラス変更)

会員は、当スクールの定める締切日までに所定の手続きをとることにより、次期より受講するクラス、レベルを変更することができます。ただし変更を希望するクラス、レベルの定員に空きがある場合に限ります。クラス、レベル変更に関する詳細ルールは別途定めます。

2 期の途中でのクラス、レベル変更はできません。

# 皿. 利用

#### 第 16 条 (欠席)

会員は、自己の都合によりレッスンを欠席する場合は、レッスン開始時刻までに、所定 の方法により当スクールに連絡するものとします。 2 レッスン開始時刻までに連絡がない場合は、第 18 条に定めるレッスンの振替を利用することができないものとします。

## 第 17 条 (レッスンの中止等)

当スクールは、自然災害(台風・洪水・地震等)や公共交通機関の不通、集団感染症(インフルエンザ等)発生等の不可抗力や、その他やむを得ない事情により、レッスンを中止する場合があります。

- 2 前項の場合、会員は定められた期間内に振替でのレッスン受講をするものとし、当スクールは中止分のレッスン受講料の返還はしません。なお、この場合の振替は、第 18 条 2 項に定める振替回数にかかわらず振替手数料は無料とします。
- 3 屋外コートでのレッスン開始後に、悪天候によりレッスンを中断・終了する場合、レッスン実施時間が予定の過半に達しているときは、レッスン成立とします。

### 第18条(振替)

会員は、事前の連絡をした上でレッスンを欠席する場合、または自己の都合により、受講日時の振替をすることができます。ただし、振替を希望するレッスン日時に定員の空きがある場合に限ります。

- 2 1期の間での振替回数が4回までは振替手数料は無料とし、5回目以降は別途定める手数料を申し受けます。
- 3 前項の手数料のほか、振替先のレッスン受講料が振替前のレッスン受講料より大きい場合は、差額を申し受けます。
- 4 レッスン振替に関するルールの詳細は、別途定めます。

### 第19条 (諸規則の遵守)

会員は、本規約のほか、ご利用案内等の記載事項、ないし館内諸規則を遵守し、当スクールの指示に従って、芦屋シーサイドテニスの施設を利用するものとします。

#### 第20条(禁止事項)

会員は、当施設において、以下の行為を行ってはなりません。

- (1)酒類の持ち込み、飲酒、酒気を帯びての施設利用
- (2)他人の施設利用を妨げる行為
- (3)許可なく施設内を撮影すること
- (4)許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をすること
- (5)他人を誹謗、中傷する行為
- (6)他人に対する暴力行為や威嚇行為
- (7)動物、危険物等、他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを 館内に持ち込もうとすること、または持ち込むこと。
- (8)指定場所以外での喫煙

- (9) 当施設スタッフの指示に反する行為
- (10) その他、施設内の秩序を乱す行為
- 2 当スクールは、会員が前項各号の一つに該当するとき、または第5条3号から5号、および7号から9号に反することが判明した場合は、入場または施設利用を禁止し、退場を指示することできるものとします。
- 3 妊娠中の方は、原則として当スクールでレッスンを受講することができません。但し、 当スクールが別途認めた場合は、この限りではありません。

# 第21条(健康の維持・管理)

会員は、当スクール施設の利用にあたり、各自の責任で健康の維持・管理を行うものと します。

# 第22条(免責事項)

当スクール施設内で、利用者あるいは第三者が負傷する事故が発生した場合、当スクールは、当スクールの故意・過失による場合を除き、責任を負いません。

2 利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決するものとし、当スクールは、一切の責を負わないものとします。

## 第23条(紛失・盗難等)

当スクールは、当スクール施設内で利用者の携行品の紛失や盗難が生じた場合、当スクールの故意または過失による場合を除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

### 第24条(利用者の損害賠償責任等)

利用者は、自己の責に帰すべき事由により、当スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとします。

#### Ⅳ. 施設営業

### 第25条(営業時間・定休日)

当スクールの営業時間および定休日の設定・変更は、当スクールが決定し、当スクール 施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により会員に周知する ものとします。

#### 第26条(当スクールの一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号の一つに該当する場合、当スクールは、当スクールの全部または一部を一時閉鎖または一時休業することがあります。この場合、第4号または第5号に該当する場合を除き、2週間前までにその旨を告知するものとします。

(1) 定期休業等による場合。

- (2) 当スクールが特別行事等を開催する場合。
- (3) 当スクール施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合。
- (4) 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと当スクールが判断する場合、または営業が困難であると当スクールが判断する場合。
- (5)前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。
- 2 前項の告知は、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等 の方法により行うものとします。

# 第27条(当スクールの閉鎖)

次の各号の一に該当する場合、コープこうべは当スクールを閉鎖し、全ての会員は当スクールが定める閉鎖日において、会員資格を喪失するものとします。この場合会員は異議を唱えないものとします。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となった場合
- (2) 災害その他により施設の被害が大きく運営が不可能となった場合
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化その他やむを得ない事由が発生した場合
- 2 前項の事由により当スクールを閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、6 カ月前までに告知するものとします。

### Ⅴ. 雑則

### 第28条(個人情報の取扱い)

当スクールは、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびコープこうべが別途定める「コープこうべ個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うものとします(http://www.kobe.coop.or.jp/privacy/)。

#### 第29条(本規約の改正・変更)

当スクールは、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のため必要がある場合は、本規約を変更することができます。この場合、当スクールの利用条件は、変更後の規約によるものとします。

2 前項の場合、当スクールは、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容および変更の 効力発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは 施設内への表示など、当スクールが定める方法により、会員への周知を図ります。

#### (附則)

本会員規約は、令和2年3月1日から発効します。